

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

平成25年 3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名  
七尾児童相談所庁内清掃等
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等  
トイレ清掃(週1回)、除草作業(年2回)、樹木剪定(年1回)、樹木消毒(年1回)、
- (3) 納入期限(履行期間)  
平成25年 4月 1日(月)～平成26年 3月31日(月)
- (4) 発注所属及び納入場所  
住 所： 七尾市古府町そ部8番地  
所 属： 石川県七尾児童相談所  
連絡先：TEL 0767-53-0811 FAX 0767-53-3669

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。  
高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成25年 3月26日(火) 午後 1時
- (2) 提出先  
住 所： 七尾市本府中町ソ27-9  
所 属： 石川県能登中部保健福祉センター  
連絡先：TEL 0767-53-2482 FAX 0767-53-2484